

令和8年度しずおか次世代経営者塾

(SHIZUOKA X-LEADERS)

募集要領

令和8年6月15日

静岡県経済産業部 商工業局 経営支援課

運営受託者：有限責任監査法人トーマツ静岡事務所

1 目的

SHIZUOKA X-LEADERS は、県内中小企業の次世代の経営者、後継者及び経営幹部を対象に、経営者としての土台づくりから、これからの経営に欠かせない AI・DX の推進等のテーマまでを実践的に学ぶプログラムを提供します。

本事業では、全6回のプログラムを通じて、次の成果を得ることを目指します。

- Phase 1. 経営者としての土台を築く
- Phase 2. 組織を導き、事業を伸ばす力
- Phase 3. 会社の未来をつくる力

2 対象者

県内に主たる事業所を有する中小企業者の経営者、後継者及び経営幹部

3 プログラム概要

本プログラムでは、(1)体系的なビジネスフレームワーク講義(インプット)、(2)先進企業からの事例紹介、(3)各講座内でディスカッションにより自社への具体的な実行計画に落とし込める学習サイクルが特徴です。全6回の集中講座を通じて、業界を超えた経営者同士の相互啓発と強固なネットワーク形成を促進し、地域から全国へ、持続可能な成長を目指す経営者を力強く支援します。具体的には、次の支援プログラムを提供します。

※プログラム内容は、一部変更となる場合があります。

Phase	回	テーマ	目的/主要学習項目
Phase 1	第1回	リーダーシップを考える	経営するためのリーダーシップに関して気づきを得るセッション。静岡を牽引する経営者

			に学ぶ、企業と地域を前に進めるリーダーシップ。
Phase 2	第2回	VUCA時代を生き抜く成長戦略／共感を呼ぶ経営計画	作って終わりの戦略から組織が躍動し実行される戦略へ。外部環境分析等のフレームワークを活用し、社員を巻き込む計画策定を学ぶ。
	第3回	事業承継を契機とした第二創業とコミュニティの戦略的拡大	事業承継に伴う固有のジレンマを乗り越え、イノベーションを起こすための自己変革とコミュニティの戦略的活用を学ぶ。
	第4回	新規事業開発とイノベーション風土の醸成	アイデアを事業モデルへ昇華させるプロセスと、新規事業を連続的に生み出す組織の構築手法を習得する。
Phase 3	第5回	戦略的 M&A の活用	自社の成長スピードを加速させるレバーとしての M&A（戦略・バリュエーション・PMI）を理解し、自社への適用を検討する。
	第6回	AI/DX の活用による変革の実装	単なる IT ツールの導入にとどまらず、ビジネスモデルの変革や競争力の源泉となる実践的 DX の推進手法を学ぶ。

回	日程
第1回	令和8年8月29日（土）15時00分～17時30分
第2回	令和8年9月15日（火）17時30分～19時30分
第3回	令和8年10月21日（水）17時30分～19時30分
第4回	令和8年11月17日（火）17時30分～19時30分
第5回	令和8年12月15日（火）17時30分～19時30分
第6回	令和9年2月16日（火）17時30分～19時30分

開催方法

各プログラムは集中講座（現地開催）により実施します。会場は静岡駅周辺の会場を予定しています。

4 定員

20 名程度 ※選考により受講者を決定

5 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者とします。

- (1) 原則として、プログラムの全日程に参加できること。
- (2) プログラム参加に当たり、自社の持つ経営資源（技術、情報、施設等）を積極的に提供する意思があること（技術、情報、施設等の提供については、事前に参加者・運営受託者双方で調整を行います。）
- (3) 経営者コミュニティを活用し、継続的に学び合う意欲のある者
- (4) 本プログラムを通じて事業成長を目指す強い意欲があること。
- (5) 本事業採択者においては、翌年度以降の本事業におけるイベントへの登壇等、本事業に積極的に協力できること。
- (6) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 政治団体（政治資金規正法第 3 条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法第 2 条の規定によるもの）でないこと。
- (10) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材

料の購入契約その他の契約を締結している者

6 募集スケジュール

項目	日程
募集期間	令和8年7月30日(木) 17時まで
選考結果通知	令和8年8月7日(金)
プログラム実施期間	令和8年8月29日(土)～令和9年2月

7 受講料

全6回：18,000円(税込)

単発での受講の場合は、1回あたり3,000円(税込)

- ・プログラム期間中の交通費・宿泊費等は参加者の負担とします。
- ・懇親会の費用は別途掛かります。

【お支払い方法・お支払い期限】

採択結果通知後に、採択者に振込口座等のお支払い方法をご案内します。

8 応募方法【本プログラムへの応募】

【応募方法】

下記「応募フォーム」から必要事項を記入の上、お申し込みください。

応募フォーム URL： <https://forms.office.com/e/X2RxBntkAx>

【募集期間】

令和8年7月30日(木) 17時まで

9 選考基準

応募者からの提案について、次の視点から選考します。

選考項目	細目	選考内容
企業及び事業内容	ビジョン	経営者または後継者(候補)として、どのようなビジョン・将来像を描いているか。実現に向けた方針・計画が具体的か。
企業及び事業内容	地域貢献・事業規模	地域を牽引する取組を予定しているか。事業成長を通じて、将来的に地域経済への波及効果が見込めるか。

人物	熱意・コミット	事業に対する熱意が感じられるか。自走できる仕組み(体制)の構築・改善に取り組む意欲があるか。
----	---------	--

10 留意事項

1. 応募に際して要する経費等は、応募者の負担となります。
2. 選考経過・選考結果等に関する問い合わせには応じることができません。
3. 本プログラム受講者の選考に関して、静岡県及び運営受託者が本プログラム受講者の事業計画等について、一切の保証を行うものではありません。
4. 静岡県及び運営受託者から受講者への連絡は、原則として電話又は電子メールにより行います。
5. 本プログラムの運営・広報・成果発信を目的として、実施風景等を写真・動画撮影し、広報などに利用することがあります。なお、企業の機密情報は公表しませんが、撮影・掲載に支障がある場合は、事前に事務局までお申し出ください。

11 問い合わせ先 (運営受託者)

本募集に関する問い合わせは、次のとおりです。

〒420-0852 静岡県静岡市葵区紺屋町 17-1 葵タワー17 階

有限責任監査法人トーマツ 静岡事務所

担当：菊地、登坂（事務局）

TEL：054-273-8091(代表)

メール：atotugi.shizuoka@tohatsu.co.jp

※お電話の際に、「しずおか次世代経営者塾（SHIZUOKA X-LEADERS）についての問い合わせ」とお伝えください。